

# グループ利益相反管理に関する基本方針

---

e-Net ホールディングスグループ（e-Net ホールディングス株式会社及び e-Net ホールディングスグループの各社をいいます。以下、「当グループ」といいます。）は、利益相反のおそれがある取引について、お客様の利益が不当に害されることのないよう本方針を定め、法令等に基づき適法かつ適切に管理し、業務を行うものとします。

## 1. 対象取引およびその類型

### （1）対象取引

本方針で対象とする「利益相反のおそれのある取引」（以下、「対象取引」といいます。）は、当グループが行う取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引をいいます。

### （2）対象取引の類型

当グループは、対象取引について以下のような類型化を行い管理します。

当グループのお客様の利益と当グループの利益が相反するおそれのある取引

当グループのお客様の利益と当グループの他のお客様の利益が相反するおそれのある取引

## 2. 対象取引の管理方法

当グループは、以下に掲げる方法その他の方法による措置を選択し、または組み合わせることにより、適切に対象取引を管理します。

対象取引を行う部門と当該取引に係るお客様との他の取引を行う部門を分離する方法

対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれのあることについて、お客様に適切に開示する方法

対象取引又は当該取引に係るお客様との他の取引の条件または方法を変更する方法

対象取引又は当該取引に係るお客様との他の取引を中止する方法

## 3. 利益相反管理体制

当グループは、利益相反管理の遂行のため、利益相反管理に関する統括部署又は統括者を設置し、利益相反に関する情報の収集を行うことにより対象取引を一元的に管理します。

また、これらの管理を適切に行うため、役員及び社員を対象に必要な教育・研修等を行い、お客様の利益が不当に害されることのないように努めます。

## 4. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

本基本方針に基づく利益相反管理の対象会社は、当グループの各社とします。